固定資産税を減額します

~住宅のバリアフリー改修・省エネ改修~

バリアフリー改修

高齢者などが自宅で安心して生活を送れるように、 バリアフリー改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

新築から10年以上経過し、床面積が50㎡以上の住宅 (賃貸住宅を除く)で、申告時までに次のいずれかの かたが居住している住宅。

- 65歳以上のかた
- ・要介護認定または要支援認定を受けているかた
- ・障害者のかた

対象となる改修工事

工事費(自己負担分)が50万円を超え、次に該当する工事を行っていること。

- ・通路などの拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め



減額内容

改修工事を行った住宅に対する、翌年の固定資産 税を3分の1減額します。

※床面積100㎡相当分までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書 と次の必要書類を税務課に提出してください。

必要な書類

- ○住民票の写し ○改修工事の領収書、明細書
- ○改修工事を行った箇所の写真
- ○要介護、要支援認定を受けているかた:介護保険 被保険者証の写し
- ○障害者のかた:身体障害者手帳、療育手帳などの 写し

省エネ改修

家庭からのCO2排出量の削減を図るため、省エネ改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

平成20年1月1日以前に建築され、床面積が50㎡ 以上の住宅(賃貸住宅を除く)。

対象となる改修工事

工事費(自己負担分)が50万円を超え、次に該当する工事を行っていること。

- ①窓の断熱改修工事
- ②①の工事と併せて実施した次の工事
- ・床の断熱工事
- ・天井の断熱工事
- ・壁の断熱工事
- ③改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになるもの。

減額内容

改修工事を行った住宅に対する、翌年の固定資産 税を3分の1減額します。

※床面積120㎡相当分までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書 と次の必要書類を税務課に提出してください。

- ○住民票の写し
- ○改修工事の領収書、明細書
- ○省エネ基準に適合することを証する書類(熱損失 防止改修工事証明書)
- ※平成28年3月31日までに改修工事が完了した家屋 は対象要件が異なります。



問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461

るかた

問合せ

☎62 - 1232 町民生活課 戸籍住民担 ドなど)が必要になります。証、パスポート、個人番号カー登録には本人確認書類(免許

皆野町に住民登録や本籍 登録できるかた

ています。 通知制度事前登録」を受け た場 したかたに対して、 一合に、 ŋ)などを 謄 本 本人通 P 住 第 0 知する 知制度に登録 種 一者に 交付年月日 別、 交付 「本人 通数、

―登録しましょう! 不正取得月籍・住民票

